

## 計画書

大崎都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

大崎都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

## 理 由

大崎都市計画区域においては，平成 16 年度に「大崎都市計画区域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，「ひと・もの・自然，調和が奏でる躍動のまち」を基本理念として，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第 3 次大崎町総合計画についても策定を行ってきており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から近く 20 年を迎えることもあり，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることから，記載内容の見直しを行うものである。

大崎都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿 児 島 県

## 《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における大崎町の位置付け .....	1
2) 都市計画区域の位置付け .....	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題 .....	1
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念 .....	1
2) 地域毎の市街地像 .....	2
① 上町・三文字周辺地域	
② 日南海岸国立公園周辺レクリエーション地域	
③ 東九州自動車道大崎インターチェンジ周辺地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無 .....	3
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	3
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	5
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	7
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	7
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

## 1. 広域的な位置付け

### 1) 県内における大崎町の位置付け

大崎町は、面積約 10,064ha で大隅半島の東部に位置している。

気候は温暖で、主に農業分野で発展しており、大隅地域の中心的な役割を果たしている。

本町は南北に約 18 kmと細長く北部には山林、原野が多く、中間地域は畑地、南部は志布志湾に注ぐ河川沿いに水田地帯が広がっている。

また、古代から海洋交流が盛んな地域で、その象徴として大型前方後円墳の「横瀬古墳」が建造されている。

### 2) 都市計画区域の位置付け

大崎都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、大崎町南東部の志布志湾に面した位置にあり、鹿屋市と志布志市を結ぶ国道 220 号等の広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、商店街や住居等が集積し、地域の中心的な都市として位置付けられている。

## 2. 基本的な考え方

### 1) 現状と課題

本町は令和 2 年国勢調査において、人口総数 12,385 人となっており、平成 12 年時と比較し、77.3%、うち 65 歳以上の高齢者人口は 4,869 人、総数に対する割合は 39.3%であり、人口減少、超高齢社会が進行している

また、産業では、令和元年大崎町総生産額は、第 1 次産業 12,195 百万円、第 2 次産業 9,792 百万円、第 3 次産業 22,845 百万円となっており、平成 23 年と比較すると第 1 次産業 155.7%、第 2 次産業 73.1%、第 3 次産業 94.9%と第 1 次産業は増加しているものの、第 2 次、第 3 次産業は減少している。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本町における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策，国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築

## 3. 都市計画の目標

### 1) 都市づくりの基本理念

本区域は、農業を基盤産業とし、地域の中心的なまちとして栄えてきた。また、志布志湾沿岸部に「日本の白砂青松100選」にも選ばれた数百万本もの数のクロマツが広がっている。

東九州自動車道等の整備や、近接する志布志湾臨海部の工業開発により、国道及び県道等の幹線道路沿線を中心に市街化が進行しているものの、道路の未改良区間も一部残っており、今後整備を進めていく必要がある。

一方、中心市街地においては、交通環境の変化や周辺市町を含む郊外型大型店舗の立地等による商業の衰退、空店舗の増加や老朽化が顕著となり、中心市街地の活性化とともに、防災・住環境の面から対応する必要がある。

このように、本区域では、大隅地域の一翼を担う区域として都市的サービスの向上を図るため、道路交通体系の整備や農業と商工業との連携機能、既存中心市街地の再構築による生活環境の向上及び都市と緑豊かな自然及び歴史とが調和した都市づくりを進める必要がある。

特に、日南海岸国定公園に指定されている「くにの松原」、古墳時代を感じさせる「横瀬古墳」及び東九州自動車道や大崎インターチェンジを活用した都市整備を進める必要がある。

このようなことから、以下を本区域の基本理念とする。

### 「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」

この基本理念を実現するため、次の4つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

#### ■自然環境と調和したまちづくり

豊かな自然環境を基本に、健康で豊かな活力ある地域社会の自立を目指す。

#### ■広域交通網を基軸としたまちづくり

東九州自動車道、国道・県道を基軸に、都市間ネットワークによる広域及び地域間交流、産業の活性化を目指す。

#### ■豊かな自然を基調とした観光大崎のまちづくり

道の駅「くにの松原おおさき」から「くにの松原」周辺を観光拠点とした、本区域の観光機能の向上を目指す。

#### ■歴史と自然を感じるまちづくり

南九州最大規模の「横瀬古墳」を拠点とした自然環境と連結したまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### ① うえまち 上町・さんちし 三文字周辺地域

広域的な交流・連携を担う広域連携軸である国道220号と県道大崎輝北線が交わり、商店街や役場が集積する地域を都市中心核として位置付け、生活、商業、業務等の中核機能の集積を図る。

また、都市中心核の外縁部は、住宅ゾーンとして位置付け、周辺環境と調和した良好な居住環境の維持・形成を図る。

田原川沿いの一部地域は工業ゾーンとして位置付け、地場産業の振興に資する地区の形成を図る。

② 日南海岸国定公園周辺レクリエーション地域

本地域は、国道448号以南に位置し、数百万本の数のクロマツが広がる海岸線沿いの美しい松林である「くにの松原」を有すことから、本地域の観光拠点として位置付ける。

また、「大崎ふれあいの里公園」、道の駅「くにの松原おおさき」や、南九州最大規模の前方後円墳「横瀬古墳」、「せせらぎ公園」などの地域資源を活用し、観光に資する交流・レクリエーション機能の強化を図る。

③ 東九州自動車道大崎インターチェンジ周辺地域

東九州自動車道は広域都市軸として位置付けられ、本地域の北部を東西に横断している。大崎インターチェンジを有する本地域は、産業の活性化に加え、周辺環境との調和にも十分配慮した土地利用を図る。

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は年々減少しており、今後も同様な傾向で推移すると予測される。

また、近年の市街化動向からも、将来的な土地需要は現行市街地内で十分対応可能であり、急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないものと判断される。

一方、東九州自動車道大崎インターチェンジ周辺地域は、将来的に都市的な土地利用の拡大が見込まれるが、周辺環境に配慮した土地利用を図るほか、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で十分対応できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化の進行や低未利用地の増加等が進行する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 商業・業務地

国道220号と県道大崎輝北線が交差する地区を大崎町の商業・業務の中心地とし、多様な消費者ニーズに対応した文化的で魅力ある商業・業務地の形成に努める。

b 工業地

国道220号沿道の田原川沿いは、誘致企業が立地しており、周辺環境との調和を考慮した良好な産業基盤の維持に努める。

c 流通業務地  
市街地北部の大崎インターチェンジ周辺部については、東九州自動車道等と連携した流通業務地の形成に努める。

d 住宅地  
上町・三文字<sup>うえまちさんちし</sup>周辺地域は、周辺環境と調和した住宅地として位置付け、良好な居住環境の維持形成を図る。

## ② 土地利用の方針

### a 土地の高度利用に関する方針

主要な都市機能が集積している市街地中心部では、さらなる商業・業務機能の向上を図るため、地域コミュニティ機能を備えた文化的で魅力ある商店街の形成など本区域の拠点にふさわしい土地の高度利用を図る。

### b 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅の老朽化や生活道路等の都市基盤が未整備の地区については、公共空地の確保等自然環境と調和した住環境を形成するとともに、公共下水道の整備及び道路・公園等の都市基盤整備に努め、居住環境の維持・増進を図る。

## ③ その他の土地利用の方針

### a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

### b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた地域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

### c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

日南海岸国定公園内にある樹林地は「日本の白砂青松<sup>はくさせいしょう</sup>100選」にも選ばれた自然景観を有しており、今後ともその自然環境の保全に努める。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、東西方向の国道220号、国道448号及び南北方向の県道大崎輝北線が位置している。また、他都市部との交流・連携を担う路線として位置付けられる東九州自動車道が整備されている。

地域間連絡、交流及び円滑な交通を目指した幹線道路の整備及び超高齢社会の進行を踏まえ、交通弱者に配慮した安全な歩行者空間の確保を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通ネットワーク体系は次のような基本方針のもと整備を進める。

- 歩行者空間の整備など生活環境と調和したユニバーサルデザインを考慮した都市交通の整備を図る。
- 観光レクリエーション機能の向上を図ることを目的として、観光拠点へのアクセス道路の整備を行い、利便性の向上を図る。
- 地域の移動手段の確保・充実を図るため、関係者が連携して持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に努める。

##### イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、国道220号などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市計画道路3・5・5号大崎駅城内線などの都市幹線道路を配置し都市の骨格を形成する。

併せて、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うものとする。

##### c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。



## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域において、県の生活排水処理構想及び大崎町公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽等の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に進める。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

#### イ 整備水準の目標

##### 1) 下水道

本区域では、公共下水道の整備は概ね完了している。未整備箇所については、必要に応じて検討を行うものとする。

##### 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

公共下水道は市街地を中心に、終末処理場は益丸地区に大崎クリーンセンターを配置している。今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて配置等の見直しの検討を行うものとする。

#### イ 河川

本区域には、田原川、持留川及び菱田川の二級河川がある。

本区域の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

### c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

## ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

ごみ処理、し尿処理施設の公共公益施設は、都市機能の向上と良好な生活環境の保持、向上を図るため、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な整備に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設，し尿処理施設

ごみ・し尿処理については，大崎町及び志布志市の1市1町で構成される曾於南部厚生事務組合による一般廃棄物最終処分場である清掃センターが志布志市有明町に，し尿処理衛生センターが大崎町菱田に配置されている。今後も，こうした広域的な取り組みの中で適正な廃棄物等の処理体制の確立に努め，また大崎町衛生自治会を中心にリサイクル活動への取り組みを進めることにより，廃棄物処理施設の延命化及び循環型社会の構築を目指す。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが，必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが，今後の市街地の状況を鑑み，必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は，菱田川，田原川及び持留川が志布志湾に注いでおり，この3河川によって水田地帯がひらけ，その中間がなだらかな台地となり畑地を形成している。

また，海岸部と国道448号までの区域の大部分は日南海岸国定公園に指定され，「くにの松原」として区域内外の人々に親しまれている。特に数百万本の数のクロマツが広がる海岸線沿いは「日本の白砂青松100選」にも選ばれている。

今後，こうした自然環境と一体化した地域景観を保全するとともに，近年のレクリエーションへの需要の増大や災害時における避難地の確保等に対処するため，各種機能に応じた公園，緑地を適正に配置し良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置

地域名等	概要
くへの松原	日南海岸国定公園に指定されている本地域は、今後とも自然公園法に基づき自然環境の維持、保全、活用を図る。
市街地周辺部の緑地	市街地周辺部の樹林地等は良好な環境を保持する機能があることから、その保全に努める。

b レクリエーション系統の配置

地域名等	概要
区域全体	既存の公園緑地の配置状況、近年のレクリエーションへのニーズ、土地利用形態等を勘案し、公園・緑地を適正に配置する。 さらに、「横瀬古墳」などの歴史的遺産等、地域資源とのネットワーク化により、レクリエーション機能の向上を図る。
くへの松原キャンプ場	くへの松原キャンプ場は、「くへの松原」の中央に位置することから、周辺の樹林地と一体となった自然環境を保持して、体験型レクリエーション機能の拠点としてその整備の検討を行うものとする。
せせらぎ公園及びその他の親水公園	持留川沿いに位置する「せせらぎ公園」及びその他水辺周辺の親水性豊かな公園を適正に配置し、自然環境と調和したオープンスペースの確保に努める。
大崎中央運動公園	レクリエーション機能の充実、自然環境の中での保養、遊戯、運動等が満喫できる整備の充実を図るための検討を行うものとする。
大崎町総合体育館・ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅	大型体育施設の整備によってスポーツを中心とした産業育成、観光資源の創出、子育て環境作り、青少年の健全育成及び国内外のトップアスリート等の交流機能の向上を図る。
大崎ふれあいの里公園及び周辺	くへの松原、大崎ふれあいの里公園、道の駅くへの松原おおさきとのネットワーク化により、レクリエーション機能の向上を図る。

c 防災システムの配置

地域名等	概要
区域全体	防災対策の一環として避難地、避難路、緑地等を配置し都市内のオープンスペースの確保を図る。

d 景観構成システムの配置

地域名等	概要
くへの松原及び志布志湾	くへの松原や志布志湾の海岸については、白砂青松 <small>はくさきせいしょう</small> にふさわしい景観構成の保全・活用を図る。

e その他

地域名等	概要
都萬神社	市街地中央に位置する都萬神社は、国指定文化財銅鏡や神楽面を有し、その周辺は緑豊かな樹木で囲まれ、まちのオアシスにふさわしい環境を創出している。 このため、今後ともこの歴史的、文化的遺産の保全・活用を図る。
横瀬古墳	南九州最大規模の「横瀬古墳」は、適切にその活用保全を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

市街地においては、都市公園の保全・活用を図る。

「くへの松原」については、自然公園法に基づく指定がなされており、今後ともその保全に努める。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね10年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

